

平成19年度「留辺蘂まちづくり協議会」(第10回)会議録要旨

日時	平成19年11月28日(水)18:00~20:15
場所	留辺蘂町中央公民館 1階 小ホール室
出席者	協議会:9名(福原会長、前田副会長、大野委員、笠原委員、菅波委員、千葉委員、中村委員、本條委員、松山委員) 北見市:小林教育事務所長 事務局:伊藤総務課長・奥原地域振興担当係長・海鉾地域振興担当

開 会

事務局 (総務課長) 開会(18:00)  
ただいまから平成19年度 第10回留辺蘂まちづくり協議会を開催いたします。  
それでは、福原会長よろしくお願いたします。

福原会長 お晩でございます。やっぱり時期が来たら、寒くなるんだなと感じているんですが、雪が降って、路面がツルツルになっておりますが、車を運転するより、歩くことが大変だなというような状況ですが、交通事故を起こさないようにしなければならぬと思っていますところであります。今日の議題ですが、ご案内いたしましたとおり、第3次実施計画に盛り込むべき事業の最終案を検討することになっております。それから、留辺蘂まちづくり協議会として、独自に諮問されました、防災対策に向けた地域内協働のあり方についても協議をするところまでには至らないかもしれませんが、説明をいただいて、次回から協議を進めていくような順序になりますので、皆さんよろしくお願いたします。

福原会長 それでは、南川副市長も清野総合支所長も市議会のため不在ですので、小林教育事務所長よりごあいさつをいただきたいと思ます。

小林教育事務所長 お晩でございます。南川副市長と清野総合支所長は、臨時市議会がございまして、今日の協議会には遅れるという連絡がありましたので、私のほうから、行政課題といいますか、最近の状況について、簡単に説明させていただきます。まだ、皆様のお手元には届いておりませんが、11月25日号の広報で折り込みいたしますが、滝の湯センターを民間に無償貸与して経営をしておりましたが、急遽、休業したいということで、申し入れがございました。それに伴って、高齢者の温泉無料入浴事業、これは、滝の湯センターとニュー静林荘の2箇所で行っていたのですが、これもできなくなったということで、それも、11月30日で休業するというので、申し入れがございまして、急遽、チラシを入れました。滝の湯センター休業のお知らせについては、急ですけども、とい

うことなんですけど、受託した側の都合によって契約を解除したということで、それに伴って、65歳以上の高齢者のかたには、温泉の無料入浴ができなくなるということ、急遽、お知らせするということになりまして、早いところは、もう見られていると思いますが、これから、そのことが皆さんに周知されることになっています。なんで、唐突かということに、若干、触れさせていたきたいと思いますが、当初は、平成15年の9月議会で無償貸与について議決をしたんですけど、それについては、それぞれ、募集をしたんですけど、応募していただいた方々に、昭和56年建設の建物のために、浴室の出窓の基礎が老朽化しているの改修費用がかかるとか、ボイラーについても、更新時期にきていると、それについても、受託者が自分の負担で改修をするということが前提をもって契約しております。したがって、単年契約では、投資した分が回収できないということもあって、5年契約で締結しています。そんなことから、契約も契約解除の条項があるのですが、その契約解除の条項は、行政側としては、先行投資をしていることから、甲乙いずれかの申出で解除できることになっていますので、想定としては、先行投資をしているわけで、契約期間の途中解約は無いだらうという前提にたって、5年というものを担保にしている部分であります。そのことがありまして、途中解約についても、受託者については、契約違反でもないということで、急遽であります。このような対応になりました。細かなところにつきましては、時間の関係で省略させていただきますが、そういう経過であるということでございます。今後、この施設をどのようにするのかということにつきましては、いま行財政改革が指示されていますので、滝の湯センターのあり方につきましては、案件としておりますので、民間に売却するなり、いろんな方法があるかもしれませんが、関係部署と協議をしながら、財産をどのように処理していくのかということ、それと、高齢者の温泉無料入浴についても、旧留辺蘂町時代から引き継いでいることですので、北見、端野、常呂の各自治区には該当させてなかったということで、それでは有料にすると、全市的なことになってくるということで、いろいろと検討しなければならない問題が急浮上してきました。そんな状況で、大きな話題になってくる案件でもありますので、今日、自治区長か総合支所長から話があったはずでしたけれども、私のほうから概略について、皆様にご報告をさせていただきました。

以上でございます。

#### 質問・意見

福原会長

いまの報告につきまして、何かございましたらお願いいたします。

福原会長

やむを得ないと思うんですが、チラシだけでは理由がわからないんです。もし、わかっていればお話しください。

小林教育事務所長 聞くところによりますと、灯油とか燃料ですね、その関係が大きいと、平成15年当時より2倍くらいの値段になっているんですね。そういう燃料費の高騰問題、それと、高規格道路が完成しつつあるということで、通過車両が少なくなっているということで、お客さんについては、石北峠側よりも、あそこは、ビジネスのお客さんが泊まっている関係から、北見峠のほうを回っていくのが多く、通過車両が少なくなっている。そういう面では、不特定多数のかたの取り込みが難しくなっているということがあります。

笠原委員 滝の湯には足湯がありますが、その管理はニュー静林荘さんですか。

小林教育事務所長 足湯の管理は滝の湯の再開発期成会です。

本條委員 私の地元ですので、お話ししますが、高齢者無料入浴者が年々増えて、1日何十人、何百人ときて、一般のお客さんが入れないくらい。あそこは、あまり浴槽が大きいんです。そんなことで、一般のお客さんがいないということが、一番こたえているようです。

福原会長 高齢者のかたは無料だが。

小林教育事務所長 高齢者無料入浴という助け船があって、それ以外のかたは310円を取っています。でも、全体の3割くらいしか、お金が入らないということなんですね。100人のうち70人が無料入浴者ということになります。去年は、2万人ぐらいのかたが無料入浴者と聞いております。

本條委員 去年は、2万6千人ぐらいと聞いておりますよ。

福原会長 入浴するのは無料だが、町からの助成は無かったのですか。

小林教育事務所長 町からの助成はありません。無料です。

本條委員 無償貸与したというのは、それが条件だからです。

小林教育事務所長 無償貸与するまでは、年間500万円ぐらいの赤字でした。ただ、そのときの議会側からの要請があって、検討してきた結果、無償で貸与するから高齢者は無料入浴で、しかも、町からの助成なしという条件で公募しました。

福原会長 それなら、しかたがないですね。それで、これと似たケースで、問題があると思われる北見市の福祉バスですね。留辺蘂は無料入浴、北見市は無料バスをやっているということで、北見の場合は、合併協議のときでも問題があって、市長が公約しているから、しかたがないということで認めるしかなかったが、

それを続けていくことと、また、新しく事業を取り組むとなると問題になることと関連が出てくる気がするのですが、北見が福祉バスを続けていくことになれば、いつか変わるべきときがきたら、留辺蘂の無料入浴も、そのときに見直しになれば、いいのではないかと思います。

千葉委員

留辺蘂らしさ、留辺蘂らしさと言っているけど、温泉の町なんだから。いままで留辺蘂のために働いてきたのだから、そんな毎日、毎日、入浴に行くわけじゃないから、無料というのは大事なことだと、それより、この事業が無くなったら、留辺蘂らしさも、やさしさも、いま、留辺蘂には、表に出すような留辺蘂らしさが無いんだから、温泉の町でありながら、何も無いというのは、ちょっと疑問に思います。いつでも入浴ということではなくて、1ヶ月で何回にするとかにしたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

小林教育事務所長

それで、配布したチラシにも付記していることは、無料入浴をやめるということではなく、休止ということです。休むということです。再開される場合は広報等でお知らせします。ですから、福原会長や千葉委員が話されたように、留辺蘂自治区のらしさというものがありますので、そういうことを追求していくことも大事なことだと思います。やめたということではなく、いまは、このような状況だから、途中で休まざるを得ないということです。今後は、北見的に活動をまかせるとか、安くやるとか、いろいろあるかと思いますが、いまの段階では休止せざるを得ないという状況であります。

千葉委員

全部が休止ですか。

小林教育事務所長

そうです。

福原会長

さきほど言ったみたいに、施設を一旦、市に返すということですが、また、再開するときは公募するのですか。

小林教育事務所長

できるだけ民間活力導入ということで、指定管理者なり、いろんな企業に運営を委ねてスリム化していくということで、滝の湯センターだけではなくて、全市的にアウトソーシングを実施していますので、直営ということには行財政改革を実施している状況ではありえませんから、指定管理者にするのか、民間に手腕を振るってもらえるのか、廃止するのか、売却するのか、そこらじゅうに選択肢があるわけですから、そのところはこれからになります。

福原会長

わかりました。これ以上、話ししても、どうにもなりません、留辺蘂のいいところは何かの形でいいので、残すように頑張りたいと思います。



ては、…」という文言で整理してございます。

以上でございます。

#### 質問・意見

福原会長

【答申にあたって】について、説明をいただきましたが、これについて、何かありましたら、ご発言いただきたいと思います。

福原会長

ございませんか。もし、あとで気付いたことがあれば、そのときでも構いませんので、ご発言いただきたいと思います。

#### 議題

【（１）第３次実施計画に盛り込むべき事業など、自治区内事業の  
今後のあり方について 留辺薬らしさについて】

福原会長

続きまして、協議会資料３ページの【留辺薬らしさについて】説明をお願いします。

事務局

（地域振興係長）

それでは、留辺薬らしさの部分では、ノーマライゼーションの活動について追加していただきたいとの意見がございましたので、「旧留辺薬町は、…」に続く部分「国民体育大会弓道競技の開催が…」からの下線を引いている部分を追加してございます。また、スポーツの部分で「スポーツでは、恵まれた環境を活かし」と「１６年ぶりに」の文言を追加してございます。次に、ねんりんピックの関係では、開催時期の「９月」を追加し、「全国福祉まつりねんりんピック弓道競技」を「全国健康福祉祭ねんりんピック弓道交流大会」と変更したところであります。

以上でございます。

#### 質問・意見

福原会長

【留辺薬らしさについて】について、説明をいただきましたが、これについて、何かありましたら、ご発言いただきたいと思います。

大野委員

１の「旧留辺薬町は、…」のところ、３段目の「健康で素直な青少年の育成をこいねがい」とありますが、「素直な」というところが、気になるんですが、それであれば、「粘り強い」とか、「健全な」とか、いろんなことを広げて、もっと、「素直」ということを関連なくしたほうが、すごい意味になるのかなと、ちょっと思いました。それから、「青少年の育成をこいねがい」の「こいねがい」というところも気になりました。

前田副会長           そうであれば、「心身ともに健康な」とかにしたほうがいいのかと思います。また、「こいねがい」は、「めざして」とかにしたほうがいいのか、この「こいねがい」って何だと思われませう。

福原会長            どうでしょうか。小さいことなんて思わないで、どんどん発言してください。

前田副会長           それから、そのあとのほうの「自治区全体で『福祉のまちづくり』を進めていかなければなりません。」とありますが、こういうものは、決定的な表現をするのは、ちょっと違うんでないかなと思いました。

福原会長            ちょっと整理をしていきたいと思ひますけど、3行目の「素直な」というところと、「こいねがい」をええるということですけど、いま、大野委員からは、「健全な」という表現にええたほうがいいのかということうでした。前田副会長からは「心身ともに健康な」という表現のほうがいいのかということうですが、どちらでもいいよな気がするんですが、どうでしょうか。

笠原委員            「心身ともに健康」とか、「健全」というのは、健常者だけがというよな捉えかたをされると、障がい者に対する配慮が欠けていると指摘される恐れがある。それで、「健康で健全な」というほうが、障がい者に対して配慮していると思ひます。また、「こいねがい」は「ねがい」にしたほうがいいのかと思ひます。健康でない人に対して配慮がないと、福祉を前面に出している場合には、たまたに、健康な人だけが、あたりまえだという意識をもたれると、差別につながることうが、最近の状況では、あり得ると思ひます。

福原会長            「健康で健全な」ということうですが、「社会づくりとスポーツを通じて健全な青少年」ではどうですか。

笠原委員            「健全な」ということうは、スポーツ少年団でも目標になっていますので。

福原会長            「健康で素直な」ということうを「健全」にして、「健全な青少年の育成を願ひ」にしてよろしいですか。

【・・・委員全員異議なし・・・】

福原会長            それから、後段の「自治区全体で『福祉のまちづくり』を進めていかなければなりません。」ということうの「進めていかなければなりません。」という義務的な表現ではなくてというふうな話しだと思ひますが、いかがでしょうか。

福原会長            何かございませんか。

菅波委員

留辺蘂らしさについてというところが前文になるんですね。その下に、基幹産業の観光、農業にふれられていますよね、これらがふれられておまして、そして、この1番に、福祉とスポーツの町が中心に書かれておまして、2番に観光がありますね、それで、1、2番の前に書かれているのは、留辺蘂らしさは、基幹産業にふれたものが基本にあるという考えかたでよろしいですか。そして、2番に観光のことが含まれていますが、この分けかたが、ちょっと、わかんないですけど。

福原会長

内容のことは、置いておきまして、いまの菅波委員のことですが、留辺蘂らしさの前文と1、2番として、具体的なものとして、このような形になっていますが。

菅波委員

そこの前段の部分には、福祉とスポーツの部分が含まれてなくて、どっちかといえば、産業振興のほうですね、そして、1番には、福祉とスポーツということで、なんか、流れというか、これでいいのかなと思いますが。

笠原委員

今回の答申にあたっては、1、2番が重点化されていくということで、特に、2番の観光については、温根湯温泉街の再生と、それと、1番は、福祉とスポーツの町だったので、また、来年、再来年と留辺蘂で全国大会が行われるので、それに配慮というか、市全体として取り組んでいただきたいということで、この留辺蘂らしさについて考えたときは、そういう話しだったと思いますが、今回であれば、ほかの産業も出さなければなりません、今後の基本目標、具体的な事業の中身を見ても、本来でしたら、2番しか無いんですけど、あえて、1番の福祉とスポーツの町を強調しようという話しでした。

福原会長

いま笠原委員が話したとおり、前文では、全体的な留辺蘂の特徴をあげて、そして、この1、2番であげたのは、皆さんの中から出てきた留辺蘂らしさについてですので、それをまとめたものが、こういう表現になったと押さえているんですが、ここは、これでよろしいですか。

【・・・委員全員異議なし・・・】

福原会長

それでは、中段のところに戻りますが、いますぐには、表現が思いつきませんので、事務局と相談してということで、最後に申し上げようと思っていたのですが、最後の協議ですので、このあと、直したものは、正副会長にまかせてもらうということを考えていたのですが、この表現についても、事務局と検討しながら決めていくということで、お願いできませんか。

【・・・委員全員異議なし・・・】





福原会長

【基本目標2 心豊かに生きる力を育む教育文化の創造】については、よろしいでしょうか。

【・・・委員全員異議なし・・・】

議 題

【 (1) 第3次実施計画に盛り込むべき事業など、自治区内事業の  
今後のあり方について 基本目標3 】

福原会長

続いて、【基本目標3 思いやりの中で安心して暮らせる健康福祉の創造】についても、前回、意見などはありませんでしたが、何かありましたら、お願いいたします。

質問・意見

中村委員

自分は木材業者ですので、お願いしたいことがございまして、「地産地消の推進のため地元木材を活用した施設整備を考慮すべき」と書いてありますが、長年、旧留辺蘂町も、そういう木材の活用ということで、そういうハードなものに、なんとか木材を使っていたきたいと、長年、お願いしてきたところですが、あくまでも、建築の設計段階で、木材に対して詳しくない設計士がいると、設計の段階で木材が使われない仕様になってしまう、単面的な面があるんですけど、いままで、そういうことがあったと思いますので、そういう面でも、いま、オホーツクウッドピアでは、構造用集成材を生産していますので、そういうような認識を持っていただいて、お願いできればと思っております。

福原会長

最後のところの、「地産地消の推進のため地元木材を活用した施設整備を考慮すべき」と表現をしているんですけど、このところを、しっかりと考えてほしいという要望ですね。

中村委員

特に、いまは、構造用集成材が結構使われておりますので、そのところを是非、お願いしたいと思います。

笠原委員

大和保育所の関係で、電話で関係者の岸田主幹にいろいろと聞いてみたんですけど、まだ、場所も何も未定だということらしいんですけど、そのときに、学童保育のことも聞いたんですけど、留辺蘂の学童保育は、留辺蘂小学校の食堂でやっているということを知ったんですけど、それは、ちょっと、ひどいんじゃないかと、だから、保育園整備をするにしても、保育所だけの話でなくて、学童保育も含めて、子どもが安心して安全な形で、地域に見守られる形にすべきと思いますし、また、幼児保育では、病気になった子どもは預かってもらえないというところがあると聞いています。例えば、会社に勤めていて、子どもが病気になったら、保育所に預けられないから、会社を休まなければならない



福原会長 【基本目標5 オホーツク中核都市にふさわしい都市基盤の創造】について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (地域振興係長) 【基本目標5 オホーツク中核都市にふさわしい都市基盤の創造】についても、前回、意見などはありませんでしたが、道路整備の関係で、事業名が、留辺蘂大富北1線ということでしたが、担当より、留辺蘂大富北1線道路整備事業ということで、道路整備事業という文言をつけさせていただきました。それに伴いまして、9ページの【留辺蘂まちづくり協議会開催状況】の建設課所管事業のほうも、道路整備事業という文言をつけさせていただきました。また、12ページの【留辺蘂自治区要望事業一覧】についても、道路整備事業という文言をつけさせていただきました。  
以上でございます。

#### 質問・意見

福原会長 【基本目標5 オホーツク中核都市にふさわしい都市基盤の創造】についてですが、前回、意見などはありませんでしたが、事務局より文言の整理について説明がありましたが、よろしいですか。

【・・・委員全員異議なし・・・】

福原会長 それでは、次に進みます。

#### 議題

【 (1) 第3次実施計画に盛り込むべき事業など、自治区内事業の  
今後のあり方について 協議会意見 】

福原会長 協議会資料7ページの【協議会意見】として、「自治区制度の今後のあり方について」の説明をお願いします。

事務局 (地域振興係長) 【協議会意見】では、上段から3行目の「地方自治法に基づく自治区設置条例を制定し」とありますが、北見市は地方自治法に基づかない条例を制定しておりますので、「地方自治法に基づく」という部分を削除いたしました。次に、下段から5行目の「地域の特性を発揮できる事業」の部分を「まちづくりへの住民参画と地域の活性化に効果が期待できる事業」に変更してございます。次に、下段から3行目の「地域の特性が発揮され」の部分は「今後においては」に変更し、「自治区の住民や当協議会と協働による」の部分は「自治区の住民と当協議会との協働による」に変更してございます。また、最後の行では「措置を講じていただきたい」を「措置を講じるべき」に変更してございます。  
以上でございます。

質問・意見

福原会長

【協議会意見】について説明がありましたが、いかがでしょうか。

笠原委員

地域課題の懇談会があったときに、質問したんですが、自治会で事業をする時に、市民協働課が窓口になって進めるみたいなことを言っていたんですが、そのとき、予算とかあるんですかと聞いたら、あるような無いような、曖昧な回答でした。また、ある自治会の会長さんが北見から来た担当者と、いろいろと話しをしていたのですが、自治区内で行われる事業について、北見の市民協働課が自治会の担当らしいんですが、直接、話しをするなんてことは、どういうことなんですか。総合支所に窓口があるんだったら、まだ、話しがわかるんだが、それでも、窓口だけであって、実際、予算のしくみが、どうなっているんだと、市の意向がよくわからないことが、段々と出てきているんだけど、そして、前回、南川副市長に質問しましたが、地域産業活性化協議会のことは、留辺蘂だけが「のけ者」にされ、留辺蘂だけ、情報が来ていませんでした。このことだけでも、わかると思いますが、本庁と支所の関係が、わからないことや見えないことが出てきていますが、あとから提案しようと思ったんですが、こういう答申でも、実施計画だけの答申しかしていませんので、今後、合併協議のことが一段落したときは、自治区内の事業は、自治区で考えていくことになります。だから、いままでは、諮問を受けたことだけを答申していましたが、今度は、新規事業を、この協議会の中で決めていかなければなりません。そういうことを考えたときに、果たして、この事業を実施するかしないかを考えるときに、市役所の窓口の問題、情報が伝わらない問題がありますので、協議会を始める前に総合支所の担当から説明を受けたほうがいいかなと思いますので、このような提案をしたいと思います。聞きたいことを、どこに聞いていいのか、また、誰に聞いていいのか、さっぱりわかりません。

福原会長

そのときの懇談会の名称は。

笠原委員

思いつきません。忘れてしまいました。

大野委員

地域課題を考える住民懇談会です。

福原会長

地域課題を考える住民懇談会で、私は住民組織のほうに出ていたんですが、何を言っているんだか、さっぱりわからないんですね、一体、何を考えているのか。

笠原委員

何を聞いても、はっきり言わないんですから。

福原会長 福祉のほうは聞いていませんので、わかりませんが。

笠原委員 どうも、合併前に北見で作った福祉計画を、そのまま使って説明しているようです。それしか考えられない。

福原会長 住民組織のほうでも質問したんですが、私は結論を申し上げなかったんですが、旧北見の自治組織がどうあるべきかという、自治会に6割しか加入していないので、旧北見市全体のことは、自治会ではダメなんで、広報だって4割は届かないんですから、そういう中での北見の対応策として考えたことであって、留辺蘂には、端野、常呂はわかりませんが、留辺蘂には、当てはまらないことでないかというような感じを受けました。新しい組織を作るというか、その中に、自分達でできることは自分達です。それは、いいことですが、国の考える三位一体の権限委譲と似ているんじゃないかという気がして、仕事だけ、どんどん押し付けておいて、そして、金はやらんぞと、自分達でやれという、なんだか、最初はよく似たような発想ではないか、なんて思っていたんですが、私は、留辺蘂には当てはまらないなと思っていました。いずれにしても、そのことについては、3年以内には、自治会町内会のあり方について検討することになっているようですので、当然、みんなの問題ですし、まちづくり協議会の中で話し合うことになるだろうと思っております。

福原会長 それでは、【協議会意見】の文言については、よろしいですか。

【・・・委員全員異議なし・・・】

福原会長 以上で、後ろについては、開催状況、事業一覧、協議会委員名簿になっておりますが、さきほど、事務局より事業名の修正がありました。その部分につきましては、そのように直していただきまして、全体を通して、何かございませんか。

福原会長 無いようですので、最終の協議を終わることにして、さきほど、申し上げましたが、いま訂正されたことにつきましては、確認は正副会長に、おまかせいただいで、これを精査して、提出するというところでよろしいですか。

【・・・委員全員異議なし・・・】

福原会長 おまかせいただけるということですので、そのようにさせていただきます。

報 告

【 答申の日程について 】



委員の皆さんには、マニュアルを事前に送付させていただきましたので、目を通されていることと存じます。このマニュアルは、情報の伝達など市民の皆さんに、知っていただくことも必要であります。主として、行政職員それぞれが所管する積雪期の業務や施設・設備の取り扱い等について、冊子としてまとめたものでございます。

まず、豪雪対策マニュアルの構成ですが、表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。第1章の「総則」から、それぞれの課が所管する業務ごとに、第14章の、北見地区消防組合留辺蘂支署が所管します「消防編」までの14章で構成されております。それでは、1ページをご覧ください。「第1章 総則」では、第1の目的で、豪雪時の災害予防及び災害応急対策について、北見市地域防災計画を補完し、住民の生命・財産を災害から保護するため、具体的な事項を定め、万全を期することを目的としております。第2は、用語の意義について記載してございます。次に2ページの「第2章 組織体制編」では、第1の対策組織では、1の豪雪災害対策本部の設置及び廃止基準について、2では、災害対策本部の組織をフローで示し、3・4では、災害対策本部の運営・業務分担について記載してございます。3ページの第2の配備体制では、配備体制の種類と基準について表で示しておりますが、「第3章 留辺蘂自治区豪雪対策要綱」と重複しますので、主に配備体制についてご説明をいたします。注意体制では、15cm以上の降雪が予想される場合です。これ以上になりますと、暴風雪や大雪警報の発令が配備基準となり、30cm以上の降雪が予想される場合、第1非常配備となり、1/3以上の職員の出動となります。40cm以上の降雪が予想される場合、第2非常配備となり、2/3以上の職員の出動となります。4ページの70cm以上の降雪が予想される場合、第3非常配備となり、全職員が出動するという内容でございます。5ページでは、第3の情報の伝達といたしまして、その内容や情報の種類について、更に、6ページでは、網走气象台から気象情報の伝達について、フロー図で説明をしております。7ページの第4の活動体制では、積雪時に対応可能な車両18台について記載してございます。次に、8ページの「第3章 留辺蘂自治区豪雪対策要綱」ですが、9ページに目次を掲載しております。なお、目次にページが脱落していることと、第3章の中のそれぞれの項目も章立てであり、わかりにくい構成ですので、改めたいと考えております。10ページの「第1章 総則」では、目的といたしまして、豪雪時における除雪体制の整備や情報の収集提供、優先する除雪道路を具体的に定め、通行止めや公共交通機関の運休を未然に防止することや、最小限に抑えることを目的としております。「第2章 除雪基準」は、3ページの「組織体制編・第2の配備体制」と一部重複しますが、除雪レベル1では、大雪などの注意報が発令され、15cm以上の降雪で車両の通行に支障が予想される場合で、除雪作業が6時間以内に完了が見込まれる場合です。レベル2では、大雪などの警報が発令され、30cm以上の降雪と急激な降雪、小中学校の休校、スクールバスの運休が予想される場合で、除雪作業が1日以内に完了することが見込まれる場合です。レベル3では、豪雪対策本部を設置す



る場合です。40 cm以上の降雪で暴風雪が予想され、小中学校の休校やスクールバスが運休、さらには、地吹雪などで除雪業務ができなくなり、通行止めが発生し、除雪作業が2日以内に完了することが見込まれる場合です。レベル4では、北見市地域防災計画の災害対策本部設置基準により、市長が留辺蘂自治区豪雪災害対策本部を設置する場合で、70 cm以上の積雪量で大規模な雪害及びそのおそれがある場合です。地吹雪や強い降雪により除雪業務のできない状態が2日以上となり、住民の救助が必要となる場合で、さらに除雪作業が2日以上見込まれる場合であります。11ページの「第3章 組織体制」の1では、注意報や警報発令基準を掲載し、暴風雪警報や大雪警報が発令された場合は、注意体制から24時間体制に移行し、情報収集・伝達を行い、除雪対策を進めることとしております。2では、警戒配備体制と豪雪対策本部について、また、本部の解散基準について掲載をしております。12ページの「第4章 体制の基準」では、そのフロー図を示しております。以下、12ページから、除雪レベル1の注意体制について、14ページから、除雪レベル2の警戒体制について、16ページから、除雪レベル3の緊急除雪体制について、19ページから、除雪レベル4の防災計画に基づく、留辺蘂自治区豪雪災害対策本部設置下における緊急除雪体制について、それぞれ、体制の基準、業務内容、体制の解除のほか、除雪体制フロー図・業務内容表、業務編成表を掲載しております。次に22ページの「第5章 車両配備計画」では、市が保有する車両と、委託契約による民間車両について、「第6章 除雪延長」では、留辺蘂自治区の市道実延長31.7 kmと除雪実延長16.5 kmについて、23ページの上段には消雪及び凍結防止路線延長について掲載をしております。「第7章 除雪情報の伝達」では、除雪レベル毎の情報の伝達について、24ページの「第8章 除雪レベル基準以外の出動体制」について、「第9章」は、除雪路線図を別紙で示しております。次に、27ページの第4章からは、それぞれが所管する施設の閉鎖判断や業務についての取り扱い、利用者への連絡体制や安全確保、除雪体制、各施設の調査点検・被害状況の確認、あるいは問合せ・相談の対応等、について記載しておりますので、主に所管する施設や設備、業務についてのみ説明をさせていただきます。「第4章 庁舎等関係編」では、留辺蘂総合支所庁舎及び留辺蘂・温根湯の防災備蓄倉庫の所在・連絡先等を掲載しております。29ページの「第5章 コミュニティ関係編」では、市民環境課と温根湯温泉支所が所管する町民会館など6施設について、所在・連絡先等を掲載しております。31ページの「第6章 上下水道関係編」では、水道施設の金華・温根湯温泉・滝の湯・瑞穂の各浄水場、排水地、流量計室、下水道施設では、マンホール、ポンプ施設や下水道管理センターの調査事項・調査内容について掲載をしております。33ページの「第7章 環境衛生編」では、第1のごみ収集の道路状況や、ごみステーションの状況と、ごみ収集の中止、再開、住民への周知方法について、35ページの第2の各施設の対応では、富岡最終処分場、葬斎場等4施設について、所在・連絡先等を掲載しております。次に、36ページの「第8章 保健福祉関係編」では、第1の各種

保健福祉サービス等の対応としまして、(1)での生活管理指導員派遣サービスなど7種類のサービスと、(2)で各種サービス等の休止判断を掲載してございます。次に、「第2の災害弱者への対応」についてですが、今後、皆さんに協議をしていただくポイントになる部分かと考えております。まず、1の災害弱者等の定義及び対応の基本方針であります。が、(1)は、災害弱者の定義で、の緊急通報システムを設置している世帯など、5つの項目に該当する世帯について、(2)は、除雪レベル毎の基本方針を、2の安否確認では、(1)の確認体制、(2)の確認方法、(3)の確認内容を示しております。38ページの3の除雪支援及びその他の支援では、(1)で除雪レベル3及び4の場合の職員体制など、(2)では、その他の支援といたしまして、の人工透析患者のほか、薬、食料、灯油の搬送について、4では、問い合わせ・相談の対応について、記載してございます。次に、「第3 保健福祉施設の対応」では、保健福祉課が所管する、ことぶき会館など8施設について、所在・連絡先等を掲載してございます。41ページの「第9章 農林商工観光編」では、第1の農林編の農林業被害調査、集乳道路確保と瑞穂農村環境改善センターなど3施設についての所在・連絡先等を、43ページの第2の商工編では、被害調査体制について、第3の観光編では、クリーンプラザおんねゆなど4施設について、所在・連絡先等を掲載してございます。次に46ページの「第10章 都市計画編」では、都市計画施設の被害調査をはじめ、宮下児童公園など8施設について、所在・連絡先等を掲載してございます。次に、48ページの「第11章 公営住宅編」では、公営住宅の被害調査をはじめ、旭団地など12箇所の公営住宅居住者の安全確保について掲載してございます。次に、50ページの「第12章 学校教育編」の第1では、自治区内の小中学校7校の所在、臨時休業や始業・就業の変更判断基準、児童・生徒・保護者への連絡体制及び通学路の確保について、51ページの第2の児童生徒の安全確保、第3の交通安全指導、52ページの第4では、学校施設の点検及び被害状況の確認について掲載してございます。次に、53ページの「第13章 社会教育編」では、留辺蘂町中央公民館など17施設について、所在・連絡先などを掲載してございます。次に56ページの「第14章 消防編」では、北見地区消防組合留辺蘂支署の気象情報に基づく警戒体制、職員・団員の非常招集の基準や、市の除雪車のサポート体制を含む救急自動車・消防自動車の出動体制と、広報車による広報活動、消火栓など消防水利の確保などについて掲載してございます。更に、59ページでは、留辺蘂総合支所による大雪時の消防・救急出動サポート体制を掲載しております。

以上でございます。

#### 質問・意見

福原会長

マニュアルということで、事務局より説明をいただきました。これから、私たちが協議することは、このマニュアルをどうするとか、このマニュアルの中

におかしいところがあるとか、そういうことではなくて、このマニュアルを基にして、豪雪のときの地域内協働は、どうあるべきかを検討することになってきますので、今日は、説明を受けたということで、留めておきたいと思いますが、どうでしょうか。

中村委員

ちょっといいですか。留辺薬小学校の近くに住んでいるからということではないんですが、学校前の除雪をすることがあるんですけど、基本的には、2、30cm程度つもったら、用務員さんが、除雪機で除雪をしているんですが、除雪機では遅いんで、私も手伝うんですが、それでも、町の除雪車は到着していないので、通路や駐車場を除雪するのですが、先生がたは協力も何もしないですし、先生が除雪をしているところなんて見たことがありません。用務員さんが1人で除雪をしている状況なんです。先生がたは、それが当たり前だと思っているんですが、そのところは、もう少し何とかならないんでしょうか。

小林教育事務所長

そのことにつきましては、私も思うことがあるんですが、確かに中村委員のおっしゃるとおりですが、何故、そういうことになったかと言いますと、登校時に除雪が入っていない。そして、除雪機ではどうしても間に合わないということ、児童玄関までは結構な延長がありますし、また、駐車場も確保しなければなりませんし、校内の除雪もしなければならぬということで、大変忙しい状況です。ですので、学校長、教頭も一緒に除雪をやっているということですし、私も除雪しているところを実際に見てみますけれども、除雪をしている業者に話しを聞いてみますと、公共施設の中では、学校は優先して除雪をすることにはなっていると、歩道の関係も問題は出ていますけれども、しかし、小学校のところは、道道ですので、歩道の確保については、どうしても、後回しになってしまう。ただ、そこで判断をしなければならないのは、地吹雪がすごいとか、各学校の地域の状況が違いますので、お互い、学校長どうし連絡を取り合いながら、休校にするとか、始業時間を遅らすとか、そういうことでも連絡を取っています。ただ、除雪レベルによって、学校より優先して除雪をしなければならないところがありますし、緊急で対応しなければならないところもあるということですので、どうしても、そちらを優先にしなければならないということがあって、それぞれ重たい課題を抱えています。今年についても、校長会のときにでも話しをしてみようと思っているんですけど、各学校によって対応が違うんですけど、例えば、瑞穂にしても、農家のかたが除雪をしてくれるとか、そういうことがありますので、民間の業者が除雪をする学校と、自分達で除雪をする学校と、いろいろと違うんで、そのところは整理をさせてほしいということを各学校とは話しをしております。そういうことで、実態は把握しておりますので、近々に対応したいと思っております。

中村委員

登校時までには除雪をしてくれると、子どもたちも安全ですので。

小林教育事務所長 車が通っている道路の視界はどうか、特に、運転している人の視界はどうかということが重要ですので、主要な通学路はどこなのかということも含めて、学校によっても、それぞれ違いますので、そこを優先して除雪をしてもらう。あとは、学校の敷地ですから、学校の敷地内に入ってしまうと、先生がたがサポートをすればいいことですが、だからといって、先生がたには除雪を強制することはできません。北見から通勤しているかたもいますので。

中村委員 先生がたが、除雪をしているところなんて見たこともありません。学校長、教頭、用務員さんだけです。

小林教育事務所長 何で、駐車場を除雪していないんだということで、除雪したところに車を止めてしまうので、車で送迎している保護者の車が、除雪していないところではまってしまう。すると、除雪をしている学校長、教頭、用務員さんが、はまってしまった車を押しているということがありますので、もっと、早く、駐車場を含めて除雪をやってほしいという声は聞いていますので。

福原会長 いまの話ですね、今日のマニュアルについてではなくて、そのようなことが地域内協働ということで、これからの話しになりますので、今日は、マニュアルについてということですので、よろしくお願いします。

小林教育事務所長 学校については、大変、意義のある意見でしたので、検討させていただきます。

福原会長 どんなことが具体的に出てくるのかわかりませんが、地域内協働のあり方というのは、行政でできないことを、地域でカバーするかということになるだろうと、私は簡単に考えておりましたので、このマニュアルについての質問があればということで、お願いします。

笠原委員 何点かあるんですけど、例えば、3ページと10ページですが、アラビア数字と漢数字があるので、統一されたいと思いますし、それと、避難場所の明示がないんですよ、例えば、55ページのところで、避難場所が明示されていないと、留辺蘂小学校は避難場所ですが、明示されていないので、逆に言うと、そういうところを、除雪レベル2の度合いによっては、避難場所に物資を届けておくなど、各家庭には回れませんので、そういうことも必要だと思います。あと、50ページから52ページの教育委員会のところに書いてあったんですけど、自治区は「教育委員会」を「教育事務所」と読み替えていいのでしょうか。

小林教育事務所長 北見市では、15ブロックに分けて緊急連絡体制をとっているんですが、北見市街、留辺蘂、常呂、端野と、それぞれ体制がありますが、留辺蘂は8ブロックですが、8ブロックの中で、さきほど言いましたが、各学校で状況が違い

ますので、まずは、連絡を取り合って、その結果、北見の教育委員会で網走教育局だとか、いろんなどころの関係機関に連絡をしなければならないということもありますので、それをまず、優先するんですよ、そして、北見の事務局では、持ち回り当番で、学校全校を回って、そこに連絡をするんですよ、そして、それを受けて、各教育事務所長に留辺蘂の状況であれば、その状況の結果報告がきます。結果報告なんです。それを受けて、スクールバスを止めるとか、給食を止めるとか、そういうことが教育事務所に委ねられた分野なんです。それがおかしいということになれば、また、根本的な問題として、教育事務所は独自の判断をすべきではないかということがあるんですけど。

福原会長            そういうことでないんでないの。教育委員会と教育事務所と、留辺蘂には教育事務所長がいるんですから、留辺蘂のことは、教育事務所長が把握すべきです。

笠原委員            中身の問題なんです。ここで、教育委員会と書かれてしまったら、教育事務所には何も言わなくていいのかということになってしまいます。一番近いところが。この中身でいけば、直接、北見の教育委員会に電話してしまって、現地の対策というか対応ができるかどうか疑問に思います。だから、留辺蘂から網走教育局に結果報告をするのであればわかるが、もしものときには、どこと相談しなければならないのですか。教育事務所を通さないと、この豪雪マニュアルは対象にならないのではないですか。

小林教育事務所長    教育事務所の役割というか、あり方を明記すべきということであれば。

笠原委員            もし、それが、本庁側が受け入れないということであれば、話しが変わってくるんで。

小林教育事務所長    決してそういうことでは、ありませんので。

笠原委員            ただ、学校長によっては、頭ごなしに、どんどんやるケースも出てきますので、具体的に明記しないと。

福原会長            このマニュアルは行政がやるべきことを書いてあるので、住民と学校の関係、学校と教師の関係を書いてあるものではないので、行政が、こういうときは、このようにやるんだという行政のやり方が書いてあります。

笠原委員            基本的には、学校ですから、施設だとか、子どものために、どういうふうにするべきかという話しがある。それと、さきほど言いました、避難所とは、話しは別ですが。ただ、学校と避難所が一緒ということですから、そのところは、きめ細かな対応が必要だと思いますので、触れておいたほうがいいのかと

思います。

小林教育事務所長 留辺薬自治区でいうと、各学校と教育事務所とは連絡を取り合っていない。例えば、留辺薬小学校が留辺薬自治区の事務局を持っていて、そこに情報が入っていく、そして、その情報を教育委員会に連絡してもらうのと同時に教育事務所へ連絡をして、給食やスクールバスの調整をするという形です。

笠原委員 そこが、おかしいと言っているんです。給食にしたって、スクールバスにしたって、現地が先で無かったら、対応が遅れてしまいます。

福原会長 教育事務所も教育委員会の中の1つの機関である。

笠原委員 だから、その位置付け自体も、かなり、周辺からも曖昧だと言われています。

福原会長 曖昧では無いんです。はっきりしているんです。教育委員会の中の留辺薬教育事務所です。あくまでも、さきほど言いましたが、行政が、どういうふうに対応するかということを書いてあるマニュアルですので、学校と住民と、そして、我々との関わりとは別問題として、これから、出てくることです。

笠原委員 ただ、現地対策というか、現状認識というか、現場監督がいなかったら、どうしようもないんです。ほとんどの災害のときは、まず、現地確認が最初で無かったら、机で、やりとりしていても、何も解決しません。そういうところが、いままで、できていないから、北見の場合は、だから、そういうことをやれと、逆に言っていると思っているんですけど。

小林教育事務所長 いま意見をお聞きしましたので、各学校長から状況を聞いて、おかしいところは、おかしいとして、教育委員会のほうへ行かなければなりませんので、このマニュアルについては、教育委員会からの指示ではなくて、実態がこういう実態ですので、ということですので、改善できるところは改善したいと思いません。

笠原委員 マニュアルを、今後、検証するわけですから。

福原会長 さきほどから言っていますように、マニュアルは検証しません。こういうマニュアルがあるから、このマニュアルに基づいて、行政がやるわけですから、これで、足りないところをまちづくり協議会で検討していかなければなりません。

笠原委員 そういうことであれば、マニュアルは修正できないんですか。

事務局  
(総務課長) 冒頭で申し上げましたとおり、不都合があるのであれば、主旨に合わせていくということで、委員のみなさんで、それはそうだなということになりましたら。

笠原委員 例えば、まちづくり条例を検討しているんですが、あれは、4年、5年と見直し条項が入っているんです。マニュアルにしても、いまどき見直しができないのはおかしいでしょう。ですから、緩やかといいますか、柔軟に対応していただきたいと思います。

福原会長 他にありませんか。

大野委員 積雪量の観測所はどこにあるのでしょうか。

事務局  
(総務課長) 積雪量の観測所はあるんですが、气象台に直接つながっているものや、データのなものもあるんですが、ところが、風があるものですから、その観測所と道路では全然違うということが多々ありますので、ですから、吹雪のときは、瑞穂であれば、自治会長に直接聞いているんです。聞かなければ、道路がどうなっているのかが、わかりませんので。吹雪のときは、観測所のデータは、当てにできません。

本條委員 留辺薬のアメダスは、大和小学校の学校裏にあります。留辺薬といっていますが、大和地区の状況です。

事務局  
(総務課長) また、農協サイドのマメダスは、旭1区の農協倉庫のところにあります。ただ、マメダスは、日差しがいいところにあるものですから、現状とは、どうしても違ってきます。いま、大雪になれば、インターネットで積雪量がわかるんですが、1時間も経てば、ガクンと減ってしまうんです。ですから、何を信用していいのかということになりますので、パソコンだけを操作してということでは、これからはダメだということで、実は、協働の中に、こちらから連絡をさせていただいて、どういう状況を教えていただく体制にしたいと、これは、こちらからお願いすれば、できる話なんですけれど、そういうことを含めて、協議していただければと思っております。それと、さきほど、避難場所について指摘がございましたが、これは、私どものほうで、手落ちがありまして、各施設に印をつけさせておりますが、それぞれの所管でバラバラに書いたものがありますが、印を付して指定していますよということになっているんですが、書いてあるところと書いてないところがありますので、学校施設は書いていないということで、これは、後で訂正させていただきたいと思います。

福原会長 あと、気がついたことなんですが、積雪という言葉と、降雪という言葉を使い分けているようですが、なんだか、混同しているのではないのでしょうか。例





事務局 (地域振興係長) それでは、次回の第11回まちづくり協議会ですが、先ほど申し上げましたが、12月7日に開催したいと考えております。そのときには、市長と懇談する場を設けておりますので、よろしくお願いいたします。  
以上でございます。

福原会長 以上をもちまして、第10回留辺蘂まちづくり協議会を終了いたします。  
次回、第11回協議会は、12月7日に予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご苦労さまでした。

以上のとおり、まちづくり協議会(第10回)を終了した。  
(19:50終了)

**【次回開催日程】**

平成19年度 第11回留辺蘂まちづくり協議会  
日時：平成19年12月7日予定 18:00～  
場所：留辺蘂町中央公民館 1階 小ホール室